6　木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準値により判定できるものとする。

7　土間床等の外周にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表4

地域区分	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度）		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4、5、6、7及び8	0.56以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

附　則

この告示の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第四項第七号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第四項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合するリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約とする。

一　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第四項第七号に規定する修繕又は模様替に限る。）をした居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、リフォーム工事瑕疵担保責任（当該増改築等の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該工事の請負人の損害を塡補するものであること。

附　則

この告示の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）が平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号イ中「等級4の基準」の下に「又は評価方法基準第5の5の5―2⑶の等級4若しくは等級5の基準」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ　評価方法基準第5の9の9―1⑶の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。

第二号イ中「等級4の基準」の下に「又は評価方法基準第5の5の5―2⑶の等級4若しくは等級5の基準」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ　評価方法基準第5の9の9―1⑷の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。

第三号中「又はロ」を「、ロ又はハ」に改める。

○国土交通省告示第四百八十五号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第四項第七号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第四項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合するリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約とする。

一　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第四項第七号に規定する修繕又は模様替に限る。）をした居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、リフォーム工事瑕疵担保責任（当該増改築等の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該工事の請負人の損害を塡補するものであること。

附　則

この告示の規定は、被災受贈者（